

高齢者虐待防止法 改正案

2022年11月10日

日本高齢者虐待防止学会
法制度推進委員会
委員長 滝 沢 香

1 養介護施設従事者の対象施設の拡大

【提案】 「養介護施設従事者等による虐待」の対象施設として、介護保険の認可を受けていない入所型事業所および無届事業所などの列挙されていない事業所、並びにサービス付高齢者住宅を含める。

立法時に存在しなかった高齢者が利用する事業所が様々な形態で設置されており、そこでの虐待も発生していること、立法時以降に成立した高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者住宅における虐待も発生していることから、これらに対応できる法改正を行う必要があります。

【改正案】

1 第2条5項3号として以下の規定を追加する。

高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条1項のサービス付き高齢者向け住宅において業務に従事する者が、当該住宅におけるサービスの提供を受ける高齢者について行う前一号イからホまでに掲げる行為

2 第2条5項4号として以下の規定を追加する。

その他厚生労働省の定める事業において、業務に従事する者が、当該事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前一号イからホまでに掲げる行為

2 都道府県の権限の明確化

【提案】 都道府県の権限として、市町村相互間の調整、専門職員による市町村への還元を明示し、都道府県高齢者権利擁護センターを設置することを明記する。

現行法では、「都道府県の援助」（第19条）として、「市町村に対する連絡調整、情報提供その他必要な援助を行う」とされています。しかし、複数の市町村が関与せざるをえない事案があります。例えば、養護者虐待について、小さな市町村で市町村内の施設に措置入所しても入所先が直ぐに突き止められてしまいます。

そのため県内の他の施設に入所できるように連携する必要があります。それらの解決のため、さらには市町村で積み上げられた事例を分析して、より適切な支援体制を構築するためのシンクタンク（専門機関）としての機能を持つべきです。

なお、障害者虐待防止法においては、市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターを設置することが規定されており、高齢者虐待防止法においても都道府県についてはセンター設置を明記すべきであり、そのセンターは上記の例示のような必要性から養護者虐待への対応をする機能も付与すべきです。

【改正案】

第19条の2ないし第19条の5として、障害者虐待防止法第36条ないし39条の条文に相当する以下の規定を養護者による虐待についての権限として追加し、養介護施設従事者等による虐待についても準用するものとして、高齢者虐待防止法第24条の2に、第19条の2ないし5の準用規定を追加する。

3 調査研究の規定の整備（個人情報収集規定を含む）

【提案】26条について、国の他に地方自治体を主体に入れ、調査・研究の他に、検証も加えるように規定を整備する。

あわせて、児童虐待防止法13条の4と同旨の個人情報収集に関する規定を新設する。

高齢者虐待防止法26条は国による調査研究を規定をしていますが、児童虐待防止法では、国及び地方自治体による重大事案についての調査研究及び検証の規定を設けており、高齢者についても同様の規定の整備がなされるべきです。なお、児童虐待防止法では、13条の4で資料又は情報の提供に関する規定を設けており、高齢者虐待防止法においても事実の確認および対応、事案の究明が円滑になされるためには同様の規定を設けることが必要です。

障害者虐待防止法には、高齢者虐待防止法26条と同様の調査研究の規定がありますが、国だけではなく地方自治体も主体として含まれています。高齢者についても早急に現行26条に「地方自治体」を加える改正をすべきです。

【改正案】

1 3条4項として以下を追加する。

国及び地方公共団体は、高齢者虐待を受けた高齢者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、高齢者虐待の予防及び早期発見のための方策、高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに高齢者虐待を行った養護者の指導及び支援のあり方、高齢者福祉施設の職員が高齢者虐待の防止に果たすべき役割その他高齢者虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

2 現行28条の後に29条として以下を追加する。

地方公共団体の機関及び病院、診療所、高齢者福祉施設、その他高齢者の医療、福祉に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、保健師、看護師、高齢者福祉施設の職員、その他高齢者の医療、福祉に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は都道府県(都道府県高齢者権利擁護センター長)から高齢者虐待に係る高齢者又はその養護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他高齢者虐待の防止等に係る当該高齢者、その養護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資

料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は都道府県(都道府県高齢者権利擁護センター長)が高齢者虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る高齢者、その養護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 3 上記1項及び2項の改正が直ちに困難な場合は、現行第26条を以下のとおり改める。
国及び地方公共団体は、高齢者虐待を受けた高齢者がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、高齢者虐待の予防及び早期発見のための方策、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、養護者に対する支援の在り方その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援のために必要な事項についての調査及び研究を行うものとする。

4 セルフネグレクトの明記

【提案】虐待類型の中に「セルフネグレクト」を新たに追加する。

セルフネグレクトは、高齢者虐待防止法の第一章が予定する他者の行為による虐待類型とは異なるが、高齢者の尊厳維持・回復に社会が強い関心を持っているという意味において差異はありません。また、制度として明記することで、市町村がセルフネグレクトに対して必ず取り組むべきとの位置づけをすることができます。

改正方法としては、定義に加えるのみとし、第一章の各条項の中でセルフネグレクトが想定しない条項は適用を考えていません。

【改正案】

第2条3項を次のように改める。

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待のほか、高齢者自身によるセルフネグレクトを指す。

第2条6項を同8項にして、以下の条項を6項として追加する。

セルフネグレクトとは、自己が要介護状態にあり、介護保険の利用若しくは生活保護(介護扶助)の利用が可能であることの説明を受けながら、なお介護を受けることを拒む行為を指す。

5 その他

上記の重点項目の他に、障害者虐待防止法との整合性(身体拘束の明示・医療機関についての規定等)や、程度についての規定の整理(養護者の範囲の拡大等)などについて、早急に今年度のマニュアル改訂作業における明確化や通達・省令等による整理をした上で、法改正を目指すこと。